

令和 8 年度
田原本町交流拠点創出型コミュニティ
支援補助金募集要項

募集期間(第2次募集)

令和 8 年8月17日(月)～令和 8 年9月16日(水)

田原本町

総務部 総務課 自治人権推進係

1. 目的

田原本町交流拠点創出型コミュニティ支援補助金は、地域課題の解決、日常的かつ定期的な外出機会の創出、地域参加の促進、住民相互の顔の見える関係の構築、多世代交流等を目的とした交流拠点創出型コミュニティ(ひと・まち base)の構築に向け、自治会をはじめとする多様な主体(以下「住民活動団体」という。)が新たに取り組む活動を応援する補助金です。地域の皆さんから地域づくりの事業提案を受けて、補助対象団体と田原本町が目的を共有しながら、それぞれの役割と責任に基づき協働して事業を実施することにより、「地域住民中心の地域づくり」の推進をめざし、補助対象団体に対し「田原本町交流拠点創出型コミュニティ支援補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)」に基づき補助金を交付するものです。

2. 交流拠点創出型コミュニティ(ひと・まち base)とは

地域住民が歩いて行ける距離の範囲内において、地域のこどもや高齢者はもちろん、子育て中の人や働く現役世代の人、地域内外の企業、NPO 等の住民活動団体など、あらゆる主体がそれぞれの役割と相互に関わる場と機会を持ち、時には参加者として、時には企画・運営者としてコミュニティに参画することで、地域に必要なあらゆる分野の活動が自律的に生まれる地域交流拠点のことです。

3. 補助金の対象となる事業

地域住民が主体となり、地域の生活課題やその実情に応じて、公民館や公園等の地域交流拠点において新たに行う定期的な事業(概ね月に1回以上の実施が見込める事業)であり、異なる活動を同時又は連続して実施することで交流拠点創出型コミュニティ(ひと・まち base)の構築につながる事業。

4. 事業の要件等

町担当課にて書類審査を行い、次の採択基準に基づき、予算の範囲内において交付決定し

ます。

採択基準

審査項目		内容	判定
①基本的な考え方 (前提要件)		事業内容が補助金の趣旨に合致しているのか	適 ・ 否
②事業内容	(1)地域性・新規性	地域の課題や実情が具体的であり、それらを踏まえた新たな事業となっているか	適 ・ 否
	(2)拠点性	地域の公民館や公園など、特定の場所で実施される事業となっているか	適 ・ 否
	(3)定期性	概ね月に1回以上の実施が見込める定期的な事業となっているか	優・良・可・否
	(4)多様性	多様な活動を同時または連続して実施する事業となっているか	優・良・可・否
③将来性		補助終了後の資金計画等が具体的であり、持続可能な事業となっているか	優・良・可・否

◆前提要件

1. 交付要綱の要件を満たしていること。
2. 法令等に違反していないこと。
3. 提案内容が陳情や要望でないこと。
4. 田原本町や国、奈良県あるいは他市町村の補助または委託の対象となっていないこと。
5. 特定の団体の運営を主な内容とした事業でないこと。
6. 事業実施を伴わない調査・研究事業でないこと。

◆交付決定における優先基準（1→2の順に判定します）

1. 事業の多様性…審査項目②－(4)

より多様な活動を同時又は連続して行う事業を優先的に交付決定します。

2. 事業の実施頻度…審査項目②－(3)

より活動頻度の高い事業を優先的に交付決定します。

5. 補助金の対象とならない事業

次のような事業は補助対象となりませんのでご注意ください。

対象とならない事業	対象とならない事業(例)
交付決定時期より前に着手している事業	交付決定については、「11. 応募から事業完了までの流れ」をご覧ください。
物品の購入や施設整備のみを目的とした事業	・地域所有の古い設備の改修・撤去 ・住民への物品配布のみを行う事業
多様な活動が同時又は連続して実施されていない事業	・開催日時が分断された活動を束ねた事業 ・単一の活動のみを実施する事業
拠点での活動を一切伴わない事業	・ホームページの作成等、情報発信のみを目的とした活動
同一の目的を持つ定期的な活動を伴わない事業	・年に数回(2～3回)の単発イベントを開催する事業

※上記以外にも、補助金の趣旨に沿わないと判断される事業は対象外となります。

また、既に地域に定着した活動となっている運動会、お祭り、自治会だよりの作成や配布、地域清掃などの事業、及び田原本町や国、奈良県あるいは他市町村の補助または委託の対象となっている事業は対象となりません。

6. 事業の実施期限

交付決定されてから、令和 9 年2月28日までに完了するものとします。

7. 補助金

原則、補助金額は1つの交流拠点創出型コミュニティ(ひと・まち base)につき、初年度に限り補助対象経費の 5 分の 4 に相当する額とし、上限額は 30 万円です。

ただし、翌年度以降継続する場合、翌年度の補助金の額は補助対象経費の3分の2に相当する額(上限 20 万円)、翌々年度の補助金の額は補助対象経費の3分の1に相当する額(上限 10 万円)とし、3 年間で最大 60 万円の補助を受けることが可能。

交付する補助金は、千円未満は切捨てとします。

申請内容を変更する場合は、予め変更交付申請書(様式第7号)を提出し、変更交付決定

を受けてください。また、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第6号)を提出してください。なお、計画された全ての補助事業の完了の日から起算して30日以内、又は事業の完了の日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第11号)と添付書類を提出してください。

◆対象となる経費

項 目	内 容
報償費	事業実施のためのボランティアや外部講師等に係る謝金
旅費	先進地視察等に係る費用
印刷製本費	チラシ作成費等広報宣伝用の印刷や報告書などの印刷製本費
燃料費	事業の実施に係る燃料費
消耗品費	活動に必要な単価2万円(税込)未満の文具、日用品や原材料費
通信運搬費	事業実施に係るはがき・郵送代・インターネット回線料等
保険料	ボランティア保険・行事等保険料
委託料	団体では実施が困難な事務の委託料
使用料及び賃借料	事業実施に係る使用料及び賃借料
備品購入費(※1)	事業実施に必要不可欠と認められる単価2万円(税込)以上の物品・機器購入費等
その他	事業実施に必要な上記以外の経費

◆主な補助対象外経費

(1)団体の運営に係る経費、他の活動に係る経費等、補助対象事業の実施に直接関係しない経費

(2)消耗品費のうち飲食費(事業に要する茶菓代)は消費者負担が原則であり、補助対象外となります。

(3)事業実施に必要不可欠とは認められない備品購入費（例）必要以上に高性能または高価な物品・機器など

◆補助対象経費に関する注意事項

補助対象経費となるのは、「交付決定通知」があった日から「事業完了日」までに行う事業です。その期間以外に支出した経費は全て補助対象外となります。

(※1)拠点整備に係る費用(備品購入費や備品購入に係る工事費等)については、最小の経費で最大の効果を発揮するもののみ対象となります。ただし、交付額は補助金交付金額の2分の1以内です。なお、備品購入費を含む申請については、付帯事項等の条件付きとなる場合があります。

8. 補助金の対象となる団体

この要項の趣旨に賛同し、自主的に取り組む住民活動団体とし、当面の間は 田原本町内の自治会枠を設けます。なお、2つ以上の住民活動団体(自治会)による合同申請も可。

※同一の申請者が同じ年度内に補助金の交付を受けられるのは1回限りです。

※同一の申請者に対する補助金の交付回数は連続する3回までとします。

◆「(仮)ひと・まち base 交流会議」について

各地域で一定数の交流拠点が開設できた時点で、情報提供や課題・成果の共有、団体間の交流などを目的とした「ひと・まち base 交流会議」の設置を想定しています。行政の各部署や団体間の連携を図り、公民一体となってひと・まち base の活性化を図るためのものですが、当面の間は、総務課及び各担当課が各活動団体に情報提供、伴走支援によりサポートを予定しています。

9. 提案事業の募集

1. 募集期間

令和8年8月17日(月)～令和8年9月16日(水)

2. 担当窓口 田原本町総務部総務課 自治人権推進係

〒636-0392 田原本町 890-1

電話:0744-34-2114(直通) FAX:0744-32-2977

E-mail:somusho@town.tawaramoto.nara.jp

10. 必要な書類の提出

応募する住民活動団体は、募集期間内に、次の関係書類を総務課へ持参、若しくは郵送(各締切日の消印有効)で提出してください。※ただし、持参の場合は土・日・祝日を除く。

受付時間は午前 9 時～午後 4 時 30 分

※募集要項等は、町HPからダウンロード出来ますのでご利用ください。

◎田原本町交流拠点創出型コミュニティ支援補助金交付申請書(様式第1号)

(添付書類)

- ・事業計画書(様式第2号)
- ・収支予算書(様式第3号)
- ・実施団体概要書(様式第4号)
- ・その他関係書類(購入予定品の見積書など)

11. 応募から事業完了までの流れ

令和8年8月17日(月) 第2次募集開始

令和8年9月16日(水) 第2次募集締切

令和8年9月中旬 書類審査

令和8年9月下旬～ 採択事業の決定、関係団体に通知 補助金交付決定通知

補助事業完了後30日以内に実績報告

令和 9 年3月末まで 町から補助金交付(概算払の場合を除く)